

大学教員の定数配分に係る基本指針

平成28年1月20日

(役員会決定)

平成30年	4月	1日	改正
令和2年	4月	1日	改正
令和4年	4月	1日	改正
令和5年	3月	2日	改正
令和5年	7月	31日	改正
令和6年	3月	21日	改正
令和6年	4月	18日	改正
令和6年	10月	17日	改正

1. 基本的考え方

国立大学を取り巻く状況は常に大きく変革しており、これらに対応するための人事・組織等の改革を継続的に進めていくことが求められている。

本学では、平成16年度の国立大学法人化後の中期目標期間ごとに、第1及び第2期は人件費の年1%削減、第3期は大学の機能強化促進等のための一定数の教員定数抑制を行い、社会の変化に対応できる教育研究組織への見直しに対応した教員定数の配分を行ってきた。

第4期では、学長ビジョンを反映した機能強化を促進し、各学部等の将来構想等の加速化等を支援するため、教員定数の配分を行うこととする。

2. 定数配分の際の考慮事項

定数配分に当たっては、各学部等における大学設置基準等法令に定める教員数(診療要員を含む。)を尊重するとともに、大学の財政状況や社会の変化に対応するための教育研究組織の見直しの必要性などを踏まえ、全学的な視点から業務分担の統合・縮小等を検討し、必要な教員定数の確保に努める。

さらに、年代構成のあるべき将来像を踏まえ、若手教員比率を維持する観点から、各学部等の教育研究の活性化・維持を目指した職階比率を意識し、教員定数の配分を決定する。

また、第3期中期目標期間中に改組した教育研究組織については、教育研究効果等を十分検証しつつ、当該組織の完成年度以降の教員組織の効率化を検討する。

3. 欠員教員定数の再配分

学部等における欠員となった教員定数は、学術研究院に返戻することとする。

教員定数の再配分を受けようとする学部等は、その要求内容について十分に検討を行い、中・長期的な学部等の全体計画、将来構想における位置付け、緊急性等、真に必要とする場合にのみ学長に申請するものとする。

学長は、役員会の議を経て再配分を決定する。

なお、再配分については、役員会が特に認めたものを除き、原則として下表のとおり留保期間を設ける。

学部等	留保期間
下記以外の大学教員	原則 12 月留保
国家資格等取得に必要な教育に従事する特定の資格を有する大学教員	原則 3 月～12 月留保 ※ 1
医学部附属病院主担当以外の臨床に従事する大学教員	原則 3 月～12 月留保 ※ 2
医学部附属病院主担当の大学教員	原則 3 月留保
共同教育学部又は大学院教育学研究科主担当の大学教員のうち、群馬県教育委員会との人事交流により採用する大学教員	原則留保なし ※ 3
大学院医学系研究科主担当の大学教員のうち、群馬県内で本学のみが有する機能であり他機関では代替が効かず、これを欠いた場合、社会の安全及び秩序の維持に著しい支障が生じる法医学分野の大学教授	原則留保なし ※ 4
突発的な退職等により、学生の教育に重大な支障が生じ、留保期間を短縮することがやむをえないと認められる大学教員	原則 3 月～12 月留保 ※ 5
法令等の定めにより、全学共通の業務に従事する大学教員	原則留保なし～12 月留保 ※ 6

※ 1 法令等の定めにより、必要な資格を持った教員数を配置しなければ、国家資格取得等に必要な教育課程と認められない場合、個別具体的に審査し、留保期間を設定する。

※ 2 診療に従事する大学教員については、「診療エフォート」「診療報酬への寄与度」「当該ポストが空席となることによる、他の医師の働き方改革への影響度合い」を、個別具体的に審査し、留保期間を設定する。

※ 3 群馬県教育委員会との覚書に基づき人事交流を行っている大学教員は、本学の人事計画のみならず、群馬県教育委員会の人事計画に基づき人事交流候補者を決定していることから、留保期間を設けた場合、群馬県教育委員会全体の人事計画に重大な影響を及ぼすこととなりかねないため、原則として留保期間を設けない。

※ 4 大学院医学系研究科法医学分野は、県内唯一の死因究明拠点であり、法医学分野教授は司法解剖を担当した場合には鑑定人となり、刑事裁判において、検察側証人として死因や死亡の機序の証言を行っている。一方、弁護側は他大学の法医学分野教授や専門家に証人を依頼するため、本学も同等の責任と高度な知識や経験を有する教授が鑑定人となって証言する必要がある。県内で本学教

授のみがこれらの役割を果たしており、他機関による代替は効かず、これを欠いた場合、社会の安全及び秩序の維持に著しい支障が生じることから、原則として留保期間を設けない。

※5 大学教員が突発的な退職等により欠員となり、当該学部等の他の教員の業務分担の見直しや非常勤講師の活用等によっても、欠員となる大学教員の業務を分担することが非常に困難で学生の教育に重大な支障が生じる場合は、個別具体的に審査し、留保期間を設定する。ただし、大学教員の再配分に係る留保期間（原則12月留保）は、人件費を抑制する方策として実施していることから、留保期間の短縮を行う場合は、当該学部等のその後生じる定年退職者等における留保期間に当該短縮を行う期間を追加することにより、当該学部等において留保期間を確保することを必須要件とする。

※6 法令等に定められた全学共通の業務を実施する大学教員のうち、当該教員を欠くことにより、大学運営上重大な支障が生じる場合は、個別具体的に審査し、留保期間を設定する。

4. 再配分後の教員定数の取扱い

「3. 欠員教員定数の再配分」により各学部等へ教員定数を再配分した後、2年間、教員の配置を行わなかった場合は、当該教員定数は学術研究院に返戻するものとする。

5. 定数の活用

第4期中期目標期間中の各学部等の将来構想及び機能強化の取組みの加速化を実現させるため、必要に応じ、学長裁量経費等による教員定数を貸与することによって各学部等の人事計画の前倒し採用を支援する。

なお、当該貸与定数については、各学部等の人事計画における将来の退職教員に係る教員定数により学術研究院に返戻する。

6. 運営費以外による定数配分

上記2～5以外の教員定数の配分を得ようとする学部等は、学長に申請するものとする。

申請に当たっては、その要求内容について十分に検討を行い、学部等の全体計画、将来構想における位置付け、真に必要とする理由及び財源の継続性について示すものとする。

本定数の決定は、役員会の議を経て学長が決定する。

平成16年5月17日役員会決定の「欠員教員の後任補充等に係る基本指針」は廃止する。